

動物用生物学的製剤検定基準の一部を改正する件 新旧対照表

○動物用生物学的製剤検定基準（平成14年10月3日農林水産省告示第1568号）

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
<p>ワクチン（シードロット製剤）の部</p> <p>日本脳炎不活化ワクチン（シード）</p> <p>（略）</p> <p><u>日本脳炎・豚パルボウイルス感染症混合生ワクチン（シード）</u></p> <p><u>動生剤基準の日本脳炎・豚パルボウイルス感染症混合生ワクチン（シード）の3.4.6.1に規定するところにより、試験を行うものとする。</u></p>	<p>ワクチン（シードロット製剤）の部</p> <p>日本脳炎不活化ワクチン（シード）</p> <p>（略）</p> <p>（新設）</p>